

建設工事施工体制点検要領

平成16年1月13日制定

(目的)

第1条 この要領は、施工技術者の適切な配置の徹底及び一括下請負（その請負った建設工事を一括して他人に請負わせることをいう。以下同じ。）等の不正行為の排除を図るため、三沢市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の施工体制の点検等の実施に関し点検内容等必要な事項を定め、工事現場の適正な施工体制の確保に資することを目的とする。

(対象建設工事及び対象建設業者)

第2条 この要領の規定により施工体制の点検を行う建設工事及び建設業者（法第2条第2項に規定する建設業を営む者及び同条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。

- (1) 対象建設工事 三沢市が発注した建設工事（以下「発注工事」という。）及び当該発注工事を直接請負った建設業者（以下「受注者」という。）が当該発注工事を施工するために下請契約を締結した建設工事
- (2) 対象建設業者 受注者及び一次下請契約の請負人（以下「一次下請負人」という。）

(施工体制の点検)

第3条 施工体制の点検は、施工体制台帳提出時の提出書類による点検（以下「書類点検」という。）及び工事現場への立入りによる点検（以下「現場点検」という。）とし、施工体制点検リスト（様式第1号）により行うものとする。

- 2 施工体制の点検は、書類点検については契約担当職員（発注工事の契約の締結に関する事務を担当する職員をいう。以下同じ。）が、現場点検については監督職員（工事監督要綱（平成16年1月13日制定）第2条の規定により監督職員に指定された職員をいう。以下同じ。）が行うものとする。

(施工体制の点検における留意点)

第4条 契約担当職員及び監督職員は、施工体制の点検を行うときは、工事現

場等における施工体制の点検要領の運用について（平成13年3月30日付け国官地第23号、国官技第69号、国営計第80号）を参考とするとともに、特に次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 施工技術者の常駐の状況
- (2) 施工体制台帳等（施工体制台帳及びその添付書類をいう。）の記載内容
- (3) 施工体系図等（施工体系図及び法令の規定により掲示することとされている標識をいう。）の工事現場での掲示状況
- (4) 共同企業体における施工技術者の配置状況
（点検結果報告）

第5条 監督職員は、現場点検が終了したときは、点検結果について、速やかに下請工事点検結果報告書（様式第2号）により契約担当課長に報告するものとする。

（改善の指示）

第6条 契約担当職員及び監督職員は、施工体制の点検において施工体制上不適当な点があったときは、当該受注者に対しその改善を指示し、改善内容について施工体制改善報告書（様式第3号）により報告するよう求めるものとする。

（不適正報告）

第7条 工事担当課長（当該工事に係る事務を担当する課の長をいう。以下同じ。）は、施工体制の点検において次の事実が確認されたときは、下請報告に関する不適正事項報告書（様式第4号）により契約担当課長に報告するものとする。

- (1) 監理技術者又は主任技術者の届出に虚偽があること。
- (2) 一次下請契約の締結の日から概ね1か月を経過した後も施工体制台帳及び施工体系図が提出されていないこと。
- (3) 一次下請契約（請負代金の額が4,500万円（一次下請契約に係る発注工事が建築一式工事である場合においては、7,000万円）以上になるものに限る）に係る建設工事に関する下請契約の締結の日から概ね1か月を経過した後も再下請負通知が行われていないこと。

（一括下請負に関する点検）

第8条 契約担当職員及び監督職員は、施工体制の点検において、一次下請契約が「一括下請負の禁止について」（平成4年12月17日建設省建発第379号）において一括下請負に該当するとされている要件に合致する等当該一次下請契約に一括下請負の疑義があると認めるとき及び当該一次下請契約が次の各号のいずれかに該当するときは、契約担当課長にその旨を報告するものとする。

なお、施工体制の点検（様式第1号）において、元請負人が主たる部分を自ら施工していることが把握できた場合等、一括下請負に該当しないことが明白になった場合には、元請に関する点検（様式第5号－1、－2）を省略する。

- (1) 発注工事の主たる部分の施工に関するもので、その請負代金の額（当該一次下請契約が2以上あるときは、請負代金の額が最も大きいものの請負代金の額）が発注工事の請負代金の額の2分の1を超えているもの
 - (2) 受注者の等級と一次下請負人の等級が同じであるもの又は当該一次下請負人の等級が受注者の等級より上位であるもの
 - (3) 発注工事が工区割された建設工事（以下「工区割工事」という。）である場合で、当該受注者が同時期の工区割工事である他の発注工事の一次下請負人であって、当該一次下請負人の元請負人が当該一次下請負人が受注者となっている工区割工事である発注工事の一次下請負人であるものその他これに類するもの
 - (4) 入札価格について、調査が行われた低入札価格工事に係るもの
- 2 契約担当課長は、前項の報告があったときは、当該発注工事に関するすべての下請契約に係る建設工事を対象に、施工技術者の選任、施工体制、元請負人及び下請負人の担当工事、実質関与等について、一括下請負点検リスト（様式第5号）により一括下請負に関する点検を行わせるものとする。
- 3 一括下請負に関する点検は、一括下請負点検リスト（様式第5号）により行うものとし、特に施工体制、元請負人の実質関与について、慎重かつ重点的に行うものとし、1回の点検でその把握が困難なときは、その頻度を増やして行うものとする。
- 4 監督職員は、一括下請負に関する点検において、その具体的状況を把握す

る必要があるときは、事情聴取票（様式第6号）により、元請負人及び下請負人から事情を聴取するものとする。

（一括下請負の疑義の報告）

第9条 契約担当課長は、一括下請負に関する点検によっても、その点検に係る下請契約が一括下請負に該当しないと認められないときは、一括下請負疑義報告書（様式第7号）に施工体制点検リスト及び一括下請負点検リストの写しを添付して、工事担当課長を経由し市長へ報告するものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日改正）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月18日改正）

この要領は、令和4年5月18日から施行する。

附 則（令和5年1月16日改正）

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

（契約担当職員が行う点検）

施工体制点検リスト

1 施工体制台帳の点検（点検日： 年 月 日）

点検項目	内 容	結果	不適理由又は 指 導 事 項
① 施工体制台帳に必要事項が記載されているか。 （はい○、いいえ×）	記載漏れがないか確認する。 記載された技術者が通知された主任（監理）技術者と同一人物か確認する		
② 施工体制台帳の添付書類はそろっているか。 （はい○、いいえ×）	二次以下の下請負業者（再下請通知書）を含め、すべての請負契約書の写し（金額明記のこと）が揃っているか確認する。		
	監理（主任）技術者について資格証により資格を確認し、健康保険証等により雇用関係を確認する。監理技術者は、監理技術者資格者証を確認する。		
③ 元請負業者が特定建設業の許可を受けているか。 （はい○、いいえ×、不要－）	下請代金の総額が4,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）の場合。 元請負業者が特定建設業の許可を受けているか確認する。		
④ 下請負業者が指名停止期間中でないか。 （はい○、いいえ×）	指名停止を受けている場合は、下請を認めないこと。		
⑤ 無許可業者に下請をさせていないか。 （はい○、いいえ×）	無許可業者が500万円以上（建築一式工事1,500万円以上）の工事を施工していないか確認する。		
⑥ 工事カルテは正しく登録されているか。 （はい○、いいえ×、登録不要－）	工事カルテの登録が事前に監督職員の確認を受け、期限内に行われているか確認する。		
⑦ 一次下請負契約金額の合計			円
⑧ 元請実施額（元請契約額－下請額計）			円

(監督職員が行う点検)

2 現場等での点検 (点検日： 年 月 日)

点検項目	内 容	結果	不適理由又は 指 導 事 項
① 施工体系図を掲示しているか。 (はい○、いいえ×)	工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されているか確認する。		
② すべての許可業者について建設業許可を示す標識を掲示しているか。 (はい○、いいえ×)	一般・特定建設業の別、許可年月日、許可番号及び許可業種、商号又は名称、代表者の氏名、主任（監理）技術者の氏名が記載された標識の掲示を確認する。		
③ 現場代理人は常駐していたか。 (はい○、いいえ×)	通知された現場代理人が現場に常駐しているか確認する。		
④ 施工体制台帳に記載された一次下請業者の担当工事内容が合致しているか。 (はい○、いいえ×)	施工体制台帳に記載された一次下請業者の担当工事内容が、現場の施工状況と合致しているか確認する。		
⑤ 施工体制台帳に記載された一次下請業者の主任技術者が現場に配置されているか確認する。(はい○、いいえ×)	施工体制台帳に記載された一次下請業者の主任技術者が現場に配置されているか確認する。専任要（請負代金が4,000万円以上、建築一式工事は8,000万円以上）		
⑥ 建退協制度に関する掲示を行っているか。 (はい○、いいえ×、非加入ー)	「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」が現場に掲示されているか確認する。		
⑦ 労災保険に関する掲示又は備え付けがされているか。 (はい○、いいえ×)	労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日、労働保健番号の掲示若しくは備え付け状況を確認する。		
⑧ 監理（主任）技術者が専任されているかどうか。 (専任有○、疑義△、問題×、専任不要ー)	△は点検頻度を増やす。×は契約担当課に通知する。 専任要（請負代金が4,000万円以上、建築一式工事は8,000万円以上）		
⑨ 元請が主たる部分を直接施工している。 (はい○、いいえ×)			
⑩ 元請施工割合（元請施工額／元請契約額）	元請の直接施工があり工事の過半を占める場合は一括下請負に関する調査は不要。		%

年 月 日

三 沢 市 長 殿

請負者住所
氏 名
現場代理人氏名

施工体制改善報告書

年 月 日に実施した工事施工体制の点検に関する指導事項について、
下記のとおり改善したので報告します。

記

1 契約番号 第 号

2 工 事 名

3 工事場所

4 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

5 指導事項

6 改善内容 （必要に応じ写真添付のこと）

年 月 日

契約担当課長 殿

事業担当課長

下請報告に関する不適正事項報告書

工事施工体制の点検を行ったところ、下記のとおり不適正な事項が確認されたので、建設工事施工体制点検要領（第7条第1項）に基づき報告します。

記

- 1 契約番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 工期 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 点検年月日 年 月 日
- 6 不適正事項
 - 1 監理（主任）技術者の届出に虚偽があった
 - 2 元請契約に係る施行体制台帳等の提出が概ね1ヶ月以上遅延した
 - 3 下請契約に係る再下請負通知が概ね1ヶ月以上遅延した※該当事項を○で囲む
- 7 不適正事項の内容

一括下請負点検リスト1

1 一括下請の点検 (元請の施工に関する事項 (点検日: 年 月 日))

点検項目	内 容	結果	意見等
① 監理 (主任) 技術者が専任されているかどうか。 (専任有○、疑義△、問題×、専任不要-)	△は点検頻度を増やす。×は契約担当課に通知 専任要 (請負代金が4,000万円以上、建築一式工事は8,000万円以上)		
② 元請が主たる部分を直接施工している。 (はい○、いいえ×)			
③ 元請施工割合 (元請施工額/元請契約額)			%
④ 主たる部分を施工する一次下請業者名 (複数ある場合は契約額が最大の業者)			業者名
⑤ 上記④下請業者の請負金額			円
⑥ 上記⑤の金額割合 (⑤の金額/元請契約額)			%
⑦ 上記④担当工事内容	施工体系図に記入してある担当工事		担当工事
⑧ 上記④業者の主任技術者の所属及び専任 (良い○、疑義△、問題×)	△は継続調査、×は契約担当課に報告		
⑨ 主たる部分を施工する、最大契約額の一次下請業者 が元請契約額の過半を施工している。 (はい×、いいえ○)	×の場合は、業者名を記入する。		業者名
⑩ 同業種で同じ等級又は上位等級の業者が一次下請 にある。(あり×、なし○)	×の場合は、該当する業者名を記入する。		業者名
⑪ 工区割された同時期の隣接工事で、同一業者が一次 下請等になっている。(あり×、なし○)	×の場合は、該当する業者名を記入する。		業者名
⑫ 低入札価格調査制度対象工事である。 (はい×、いいえ○)	×の場合は、落札比率を記入する。(落札金額/予定価格)		%
⑬ その他、調査の必要があると認められる。 (あり×、なし○)	×の場合は、その理由を簡潔に記入する。		理由

様式第5号-2 (第8条関係)

一括下請負点検リスト2

2 一括下請の点検 (元請の実質関与に関する事項 (点検日: 年 月 日))

点検項目	内 容	結果	意見等
① 発注者との協議 (実施○、一部実施△、未実施×) ※一部実施は実施者(元請・一次・二次)を記入	請負契約書に基づく協議、報告、設計内容の確認や設計変更協議等の打ち合わせを主体的に行っているか確認する。		
② 住民への説明 (実施○、一部実施△、未実施×) ※一部実施は実施者(元請・一次・二次)を記入	必要の都度、工事の施工に関する住民への説明や苦情等に的確に対応している。		
③ 官公庁等への届出等 (実施○、一部実施△、未実施×) ※一部実施は実施者(元請・一次・二次)を記入	法令等に定められた官公庁への届出等、工事施工上必要な道路管理者、交通管理者等への申請、協議等を実施しているか確認する。		
④ 施工計画の立案、修正 (実施○、一部実施△、未実施×) ※一部実施は実施者(元請・一次・二次)を記入	契約図書の内容を適切に把握し、設計図等の照査を的確に実施しているか、また、施工計画の立案及び修正を適切に実施しているか確認する。		
⑤ 工程管理 (実施○、一部実施△、未実施×) ※一部実施は実施者(元請・一次・二次)を記入	工事全体を把握し、工事の手順、段取りを適切に調整・指揮し、変更に対処しているか確認する。		
⑥ 出来形及び品質管理 (実施○、一部実施△、未実施×) ※一部実施は実施者(元請・一次・二次)を記入	品質確保の体制を整備し、所定の検査及び試験を実施のうえ、結果を保存し、不具合発生時には適切な対策を実施しているか確認する。		
⑦ 完成検査 (実施○、一部実施△、未実施×) ※一部実施は実施者(元請・一次・二次)を記入	下請施工部分の完成検査を行っているか確認する。		
⑧ 安全管理 (実施○、一部実施△、未実施×) ※一部実施は実施者(元請・一次・二次)を記入	安全確保に責任ある体制を保持し、設備、機械、安全施設、安全行動等の点検、労働者の安全教育下請業者の安全指導を行っているか確認する。		
⑨ 下請の施工調整及び指導監督 (実施○、一部実施△、未実施×) ※一部実施は実施者を(元請・一次・二次)記入	施工場所仮設物使用等について調整指導を行い施工上の留意点及び技術的内容について具体的に指導しているか確認する。		
⑩ 総合判定 (関与あり○ 関与なし× 判別不能△)	すべて○：元請が実質関与していた。すべて△・×：元請の実質関与なし一括下請。○・△・×混在：内容を再度調査し適正な状態に改めるよう指導する。 一括下請と疑われた場合は、契約担当課に報告する。		

一括下請負点検リスト3

一括下請の点検 (下請の施工に関する事項 (点検日: 年 月 日))

点検項目	内 容	結果	意見等
① 管理業務のみと思われる下請業者がある (あり×、なし○)	×の場合、その業者名及び下請次数を記入する。		業者名 次
② 上記①業者の請負金額			円
③ 上記①業者の主任技術者の所属及び専任 (良い○、疑義△、問題×)	△は継続調査、×は契約担当課に報告 専任要(請負代金が4,000万円以上、建築一式工事は8,000万円以上)		
④ 上記①業者担当の工事内容	施工体系図に記入してある担当工事		担当工事
⑤ 上記①の下請業者が下請工事の主たる部分を直接 施工している。 (はい○、いいえ×)	×の場合は、再下請業者を調査する。 ○の場合は、以下の調査は不要です。		
⑥ 該当会社からの再下請業者の数、そのうち最大契約 額の業者名			下請業者数 業者名
⑦ 上記⑥の再下請業者の請負金額			円
⑧ 上記⑥の金額割合 (⑦の金額/②の金額)			%
⑨ 上記⑥の再下請業者担当の工事内容	施工体系図に記入してある担当工事		担当工事
⑩ 上記⑥再下請業者の主任技術者の所属及び専任 (良い○、疑義△、問題×)	△は継続調査、×は契約担当課に報告		
⑪ 上記⑥下請業者等の役割分担、元請業者の指導内容 についての元請業者の意見	上記の調査により、下請業者について一括下請の疑義があ る場合に、元請業者の意見を聞き別紙に記入する。		
⑫ 上記①の下請業者の意見	元請業者の意見を聞いた上で、必要があれば当該下請業者 の意見を聞き別紙に記入する。		
⑬ 以上の点検結果 (一括下請×、疑義△、問題なし○)	△は継続調査、×は契約担当課に通知		

年 月 日

三沢市長 殿

契約担当課長

一括下請負疑義報告書

工事施工体制の一括下請負点検を行ったところ、下記のとおり一括下請に該当しないと認められないので、建設工事施工体制点検要領（第9条第1項）に基づき報告します。

記

- 1 契 約 番 号 第 号
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所
- 4 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 最終点検年月日 年 月 日
- 6 疑 い の 内 容

7 添 付 書 類

- ① 施行体制点検リストの写し
- ② 一括下請負点検リストの写し
- ③ 事情聴取票の写し